

令和3年度第4回（第36回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和4年3月28日（月）

午後6時30分～午後8時00分終了予定

オンライン開催

1 開 会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

(1) (仮称) 北区子ども条例について

(2) (仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の策定について

(3) 令和4年4月期の保育園入所審査結果と待機児童解消の取り組みについて

(4) 区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について

(5) 学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

(6) 子育て世帯に対する特別給付金の支給について

(7) 子育て世帯への臨時特別給付の支給について

【支援給付金（離婚等により受け取ることができなかった方への給付金）】

3 その他

(1) 教育委員会事務局の組織改正について

(2) 令和4年度について

4 閉 会

裏面あります

【配布資料】 委員及び事務局名簿、座席表

資料1	(仮称)北区子ども条例の検討の進め方について
資料2	(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の策定について
資料3	令和4年4月期の保育園入所審査結果と待機児童解消の取り組みについて
資料4	区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について
資料5	学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について
資料6	子育て世帯に対する特別給付金の支給について
資料7	子育て世帯への臨時特別給付の支給について 【支援給付金(離婚等により受け取ることができなかった方への給付金)】
資料8	令和4年度教育委員会事務局の組織改正について

(仮称)北区子ども条例の検討の進め方について

1 要 旨

北区版子ども条例について、区ではこれまで「児童の権利に関する条約」の基本的な理念を「北区教育・子ども大綱」や「北区子ども・子育て支援計画」などに反映してきたが、令和3年4月に東京都のこども基本条例が制定され、同年7月には江戸川区、今年度中に中野区が制定予定とされるなど、条例制定への機運が高まっている。

こうした状況を踏まえ、令和3年度第2回子ども・子育て会議において条例制定についての意見を聞くとともに、先行事例の調査等を実施してきたが、令和4年度から条例制定に向けた具体的な検討に着手する。

2 経 過

平成元年	児童の権利に関する条約が国連総会で採択 (日本は平成6年に批准)
平成26年1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
平成27年4月	北区いじめ防止条例制定
平成29年3月	北区子どもの未来応援プラン策定
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正
令和元年11月	北区教育・子ども大綱を策定
令和2年 3月	北区子ども・子育て支援計画2020策定
令和3年 8月	子ども・子育て会議で条例の意義等を意見交換

3 今後の検討の進め方(イメージ)

- 庁内検討委員会設置
- 適宜、子ども・子育て会議に報告、意見聴取
- 中学生モニター等(※1)により子どもの意見聴取
- 条例の考え方とりまとめ
- (仮称)子ども会議(※2)で子どもの意見聴取
- GIGAスクール端末によるアンケート実施
- 条例(案)とりまとめ
- パブリックコメント

※1：中学生モニター、高校生モニター、小学生と区政を話し合う会といった、子どもの意見を聞くための既存の取り組みを活用。

※2：子どもの意見を聞くための新たな会議体を設置。子ども・子育て支援計画や教育ビジョンの改定時にも意見を聞くことを想定。

5 その他

(1) 他区における「子どもの条例」の制定状況

4区で制定済（直近で令和3年7月に江戸川区が制定）

1区で制定予定（令和3年度中に中野区）

(2) 国、都の動向

令和3年 4月

東京都が「東京都こども基本条例」を制定

令和4年 2月

こども家庭庁設置法案が閣議決定（令和5年4月設置予定）

(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の策定について

1 要 旨

北区子ども・子育て支援計画 2020 は、令和 2 年度から令和 6 年度末までの 5 か年計画として、令和 2 年 3 月に策定された。

このたび、上位計画である北区基本構想及び北区基本計画について、令和 5 年度中に改定が予定されることから、北区子ども・子育て支援計画 2020 についても 1 年前倒しして改定するとともに、令和 5 年度末までの計画である北区子どもの未来応援プランと統合し、区の子ども・子育て施策の総合的な計画となる、「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」を策定する。

2 経 過

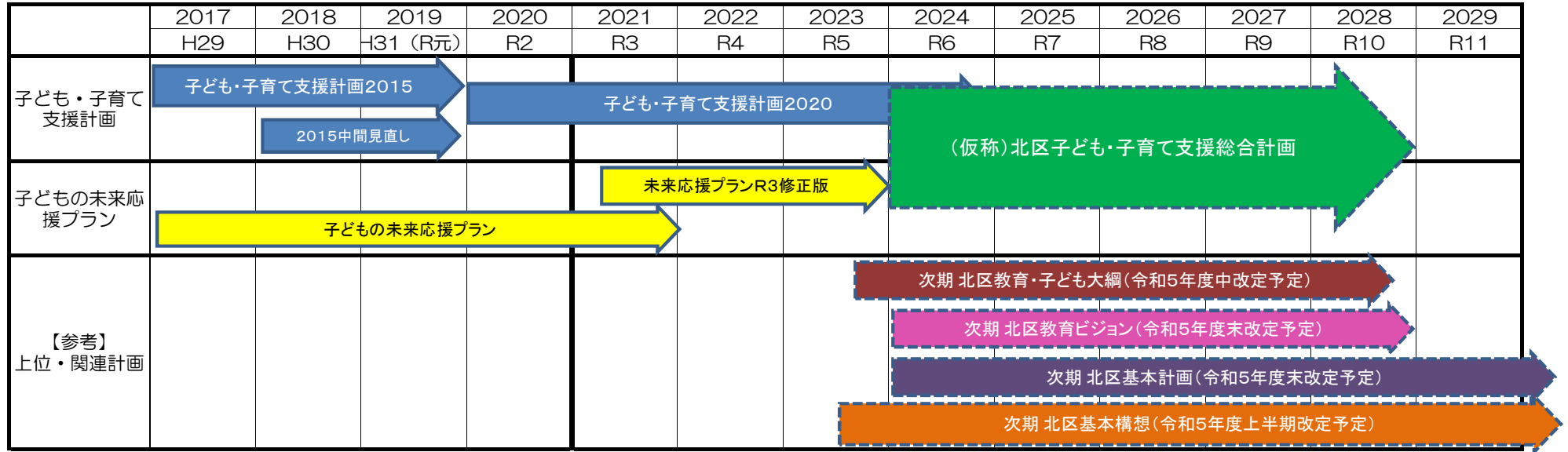
平成 11 年	6 月	北区基本構想策定
平成 29 年	3 月	北区子どもの未来応援プラン策定
令和 2 年	3 月	北区基本計画 2020 策定
		北区子ども・子育て支援計画 2020 策定
	8 月	第 30 回子ども・子育て会議にて報告・意見聴取
令和 3 年	3 月	第 32 回子ども・子育て会議にて報告・意見聴取
	7 月	北区子どもの未来応援プラン修正版策定

3 今後のスケジュール

令和 4 年	6 月	計画策定業務委託事業者と契約
	7 月～	計画策定のための区民への意識・意向調査内容検討
	10 月	意識・意向調査の実施
令和 5 年	3 月	意識・意向調査の報告書完成
	4 月～	作業部会立ち上げ 内容検討
	11 月	(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画(案)
	12 月～	パブリックコメント実施
令和 6 年	3 月	(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定

(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画 策定スケジュール (案)

計画期間



R4～R5策定スケジュール (案)

月	令和4年度						令和5年度					
	4・5	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3	4・5	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3
計画について	事業者 選定	調査内容検討		アンケート 配布・回収	アンケート 結果集計・速報	調査結果 分析・報告書作成	計画の内容検討			(案)作成	パブリックコメント実施	パブリックコメント回答・計画完成
子ども・子育て会議	37回	38回			39回	40回	41回		42回	43回	44回	
							計画検討部会開催					

東京都北区条例第三十九号

東京都北区子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、東京都北区長（以下「区長」という。）及び東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第一項各号に規定する事項について区長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて区長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員二十六人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(以下、省略)

保育園等の利用定員の設定について、子ども・子育て会議の意見を聞く

北区子ども・子育て支援計画を改定、策定する際は子ども・子育て会議の意見を聞く

北区子ども・子育て支援計画の実施状況を調査審議する。

令和4年4月期の保育園入所審査結果と待機児童解消の取り組みについて

1 要 旨

保育園の新規入所申込者数については、近年増加傾向であったが、令和4年4月期においては、昨年度に比べ減少した。入所保留者数については昨年度と同程度であるが、1歳児では入所保留者が空き数を上回っている。

なお、待機児童数については、昨年度と比べて減少する見込みであるが、厚生労働省から通知される調査要領に基づき、5月に算定する。

2 令和4年4月期の入所審査の入所申込等状況

(1) 新規入所申込者数(令和3年12月10日時点) (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年4月期	682	1,038	152	188	48	13	2,121
令和3年4月期	773	1,109	181	224	45	14	2,346
増 減	▲91	▲71	▲29	▲36	3	▲1	▲225

(2) 審査結果(令和4年3月4日時点) (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
入所保留者数	55	181	30	13	7	1	287
空き数	180	151	104	177	120	182	914

※数値は、転園、他区民、他区園のみの希望者を除いたもの

《参考》前年度審査結果(令和3年3月4日時点) (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
入所保留者数	74	185	21	15	2	1	298
空き数	98	84	111	133	140	180	746
待機児童数	4	13	1	0	0	0	18

※待機児童数は令和3年4月1日時点のもの

3 今後の予定について

新たな私立認可保育園の公募誘致については、引き続き見送ることとするが、年少人口の推移や大規模マンション等の動向等を注視し、必要に応じて検討する。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R4.4時点の 受け入れ可能人数	839	1,747	1,934	1,851	1,750	1,775	9,896

※上表の数は、認証保育所、家庭福祉員等の受け入れ数を含む。

【参考①】区内就学前人口（地区別）

地区	0～5歳		0～2歳	
	R4.1.1	対前年比増減	R4.1.1	対前年比増減
浮間	1,436	▲82	656	▲42
赤羽西	2,572	▲104	1,239	▲83
赤羽東	2,543	7	1,280	▲24
王子西	1,032	▲20	522	▲3
王子東	3,905	▲173	1,876	▲134
滝野川西	3,348	▲90	1,664	▲71
滝野川東	1,009	▲27	530	▲43
計	15,845	▲489	7,767	▲400

【参考②】区内就学前人口の対前年増加率の推移（1月1日時点比較）

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
0～5歳児	1.66%	3.27%	0.02%	▲1.65%	▲2.99%
0～2歳児	0.02%	2.12%	▲2.43%	▲3.03%	▲4.90%

【参考③】区内就学前人口（年齢別）の推移（1月1日時点）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年1月	2,512	2,657	2,598	2,676	2,672	2,730	15,845
令和3年1月	2,721	2,722	2,724	2,733	2,784	2,650	16,334
増減	▲209	▲65	▲126	▲57	▲112	80	▲489

区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について

1 第6波における区立小・中学校、区立幼稚園・こども園に関する感染及び臨時休業の状況 (令和4年2月28日時点)

(1) 幼児・児童・生徒及び教職員の感染者数(延べ人数)

令和4年 週(日)	1月					2月				計
	1~ 3日	4~ 10日	11~ 17日	18~ 24日	25~ 31日	1~ 7日	8~ 14日	15~ 21日	22~ 28日	
こども園 ・幼稚園	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (1)	5 (0)	5 (1)	1 (0)	6 (1)	3 (0)	25 (5)
小学校	1 (0)	7 (2)	30 (2)	84 (7)	285 (19)	251 (10)	232 (9)	346 (19)	247 (16)	1,483 (84)
中学校	2 (0)	1 (0)	6 (0)	39 (1)	62 (5)	50 (5)	43 (2)	32 (2)	33 (2)	268 (17)
合計	3 (0)	8 (2)	38 (4)	126 (9)	352 (24)	306 (16)	276 (11)	384 (22)	283 (18)	1,776 (106)

※教職員には会計年度任用職員・委託事業者従業員を含み、学童クラブ職員を除く

※()内は教職員の人数(内数)

(2) 臨時休業・学年閉鎖の状況(延べ校数)

ア 全学年休業数

令和4年	1月	2月	計
こども園・幼稚園	1	0	1
小学校	3	0	3
中学校	2	0	2
合計	6	0	6

イ 学年閉鎖数

	1月	2月	計
こども園・幼稚園	0	0	0
小学校	4	6	10
中学校	4	0	4
合計	8	6	14

ウ 学級閉鎖数

	1月	2月	計
こども園・幼稚園	3	0	3
小学校	160	63	223
中学校	26	9	35
合計	189	72	261

※全学年休業・学年閉鎖・学級閉鎖が引き続いている場合は、それぞれの学校数に計上
※全学年臨時休業とする主な理由は、複数学年の児童・生徒が陽性者や濃厚接触者となった場合、
または、教員に陽性者や濃厚接触者となったことにより、学校運営が困難な場合である。
※令和4年2月14日（月）から実施する北区立中学校第3学年における学年閉鎖は除く

2 オミクロン株による感染急拡大下でのまん延防止等重点措置の適用に伴う対応について (令和4年3月7日時点)

(1) 学校・園運営の基本方針

「北区立学校等における『新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』～令和3年度改訂版～(令和3年4月1日東京都北区教育委員会)」に準じ、引き続き、感染症対策を一層徹底して、学校・園運営を進める。

なお、各学校においては、対面による授業に加え、オンライン教材や Google Classroom を活用した学習環境を構築している。

また、児童・生徒が感染者や濃厚接触者となり、やむを得ず登校が制限される場合、あるいは、感染が不安で自ら登校を控えることとなる場合には、登校できない期間については、学校からの指示に基づき、e ライブラリやスタディサプリ等のオンライン教材等を活用した学習を進めるとともに、Google Meet や電話を使った担任による健康状態の確認と心のケアを行う。

(2) 児童・生徒等に対する指導

ア 教育活動

感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動は実施しない。

イ 部活動

平日に限り実施可とし、部活動を実施する場合は、身体接触等を伴う練習は控えるなど、感染予防対策を一層徹底する。

区専門委員会等が主催する大会への参加、他校との練習試合・合同練習等については、中体連が主催する大会等（東京都中学校吹奏楽連盟主催のコンクールを含む）を除き、中止とする。

ウ 学校行事等

児童・生徒等が学年を越えて屋内で一堂に集まって行う行事等は延期又は中止とする。

エ 宿泊行事（区教育委員会主催）

小学校第6学年「日光高原学園」は、東京都北区及び宿泊先の感染状況を十分考慮した上で、実施の可否は教育委員会で判断する。なお、当該学年で新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業（当該学年の学級閉鎖を含む）の措置を行っている場合は、中止とする。

中学校第3学年「修学旅行」は、東京都北区及び宿泊先の感染状況を十分考慮した上で、実施の可否は各学校で判断する。実施する際は、学校と新幹線の発着する駅（東京・上野）までの間の移動手段として、貸切バスを利用する。

※なお、令和4年2月及び3月における「日光高原学園」及び「修学旅行」の実施にあたっては、児童・生徒及び引率教員に対し、事前にPCR検査を実施することとした。

オ 校外学習

公共交通機関を利用するものは中止又は延期する。移動手段が貸し切りの場合は、受け入れ先に確認のうえ、実施可とする。

3 北区立中学校第3学年における学年閉鎖の対応について

中学校第3学年生徒については、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染拡大が続くなかでの2月21日（月）の東京都立高等学校入試（第一次募集・分割前期募集）に向け、学校内での感染や濃厚接触となるリスクを低減させるため、当該入試日の前の週を全校一斉の学年閉鎖とする。

なお、中学校第1・2学年については、学期末考査を控えた本年度の学習の集大

成の時期であり、また次年度に向けて、本年度の教育課程に基づく学習を確実に履修させる必要があることなどから、引き続き、感染予防対策を徹底して、学校における対面授業を継続する。

(1) 学年閉鎖の措置をとる期間

令和4年2月14日（月）から令和4年2月19日（土）まで

(2) 学年閉鎖措置期間の対応

各学校において一人1台端末（きたコン）を活用し、オンラインによる生徒の学習並びに健康観察等を実施する。

なお、家庭で学習することが難しい生徒、学校で学習する方が安心できる生徒、進路選択に向けた個別の手続きが必要な生徒については、必要に応じて登校を認め、個別に対応する。

学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

1 第6波における学童クラブ・保育園等に関する感染及び臨時休業の状況 (令和4年2月28日時点)

(1) 利用者推移

①学童クラブ等利用者推移

年/月/日	4/1/20	4/1/31	4/2/15	4/2/28
在籍者 a	2,831 人	2,809 人	2,809 人	2,776 人
利用者 b	1,978 人	1,298 人	1,693 人	1,839 人
利用率 b/a	69.9%	46.2%	60.3%	66.2%
※その他利用 c	130 人	108 人	139 人	169 人

※特例利用(4-6、待機児童等)

②保育園利用者推移(区立直営園)

年/月/日	4/1/20	4/1/31	4/2/15	4/2/28
在籍者 a	2,931 人	2,931 人	2,928 人	2,928 人
利用者 b	2,142 人	1,488 人	2,224 人	2,352 人
利用率 b/a	73.1%	50.8%	76.0%	80.3%

(2) 学童クラブ、放課後子ども教室、保育園の感染者数(延べ人数)

	1月	2月	計
学童クラブ ※	4	16	20
放課後子ども教室 ※	8	11	19
保育園 ()は園児の感染者数	344 (230)	727 (538)	1,071 (768)
子ども家庭支援センター (あそびのひろば)	0	1	1
合 計	356	755	1,111

※児童の感染者数は、教育振興部報告にて計上。

(3) 休室・休園等の状況（延べ室園数）

	1月	2月	計
学童クラブ ※	3	1	4
放課後子ども教室	3	1	4
保育園（部分休園を含む）	76	125	201
（ ）は休園のうち全面休園	(72)	(16)	(88)
子ども家庭支援センター （あそびのひろば）	0	1	1
合 計	82	128	210

※学童クラブは全校休業にともなう休室

2 オミクロン株による感染急拡大下でのまん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（令和4年3月7日時点）

	現在の運営状況
学童クラブ 4-6・待機児特例	感染症対策に留意し、通常どおり運営
放課後子ども教室 （一般登録）	休止（やむを得ない事情のある場合のみ預かり）
児童館 子どもセンター	乳幼児親子に限定して運営（小学生以上は利用休止） イベントは原則中止・縮小
保育園	感染症対策に留意し、通常どおり運営
児童発達支援センター （旧さくらんぼ園）	感染症対策に留意し、通常どおり運営

3 濃厚接触者の特定、PCR検査

感染急拡大による保健所業務の逼迫を受け、1月15日以降に児童館、学童クラブ、保育園等で感染者の発生が判明した分から、厚生労働省や北区保健所から示されている基準を参考に、子どもわくわく課・保育課において濃厚接触者を特定している。

また、施設の職員・児童の感染が相次ぎ、臨時休園・休室とせざるを得ない状況が続くなか、感染者が発生した際、施設内の疫学調査において濃厚接触者及び接触者に特定されなかった職員（希望する者）についてもPCR検査を実施することにより、休業期間や範囲の縮小に努めている。

4 在宅要支援児受入体制整備事業について

保護者等の養育者が新型コロナウイルス感染症に罹患し入院が必要になり、保護者等の家族以外に養育者がいない場合に、子どもを受入施設で預かり、食事、入浴、及び見守り等の必要な支援を行う。

また、必要に応じて子どもにPCR検査を実施し健康状態を把握するとともに、関係機関との連絡調整や送迎等を行う。

(1) 対象者

以下の①から③全てを満たす者

- ①保護者等の養育者が新型コロナウイルス感染症の罹患等で入院が必要になり、養育できない状況であること。
- ②新型コロナウイルス感染症に感染した保護者等の家族以外に養育者がいない状態であること。
- ③対象の子どもが新型コロナウイルス感染症の陽性の診断を受けていないこと。

(2) 受入施設

東京北医療センター（予定）

(3) 経費

令和4年度 当初予算10,000千円

（養育困難児童の受入体制整備事業補助金を活用）

子育て世帯に対する特別給付金の支給について

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯を支援するため、特別給付金支給事業について、支給状況を報告する。(令和4年3月23日現在)

2 内 容

(1) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業

令和3年4月分の児童扶養手当受給世帯等に対し、児童1人あたり5万円を支給する。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方へ、児童1人あたり5万円を支給する。

① 児童扶養手当受給世帯(申請不要)

支給件数	1,506世帯
支給金額	109,000千円

② 公的年金給付対象者(要申請)

支給件数	60世帯
支給金額	4,300千円

③ 家計が急変した世帯(要申請)

支給件数	82世帯
支給金額	5,750千円

(2) 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業

対象児童(18歳に達する以後の最初の3月末日まで(障害児は20歳未満))の養育者のうち、令和3年度住民税均等割が非課税の方、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方に対し、児童1人あたり5万円を支給する。

① 積極支給対象者（申請不要）

支給件数	1,661世帯
支給金額	136,950千円

② 家計急変者等（要申請）

支給件数	390世帯
支給金額	28,850千円

(3) 子育て世帯への臨時特別給付（給付金）事業

対象児童（18歳に達する以後の最初の3月末日まで）の養育者のうち、令和3年9月分の児童手当支給(特例給付は除く)を受けている方、令和4年4月1日までの間に新生児を出生し、児童手当（特例給付は除く）の認定を受けた方に対し、児童1人あたり10万円を支給する。

① 積極支給対象者（申請不要）

支給件数	17,528世帯
支給金額	2,827,100千円

② 公務員、高校生、新生児等（要申請）

支給件数	4,101世帯
支給金額	550,400千円

(4) 今後のスケジュール

令和4年 3月31日 (3) 給付事業申請書提出期限

※但し、新生児支給対象者は令和4年4月28日を期限とする。

子育て世帯への臨時特別給付の支給について
【支援給付金（離婚等により受け取ることができなかった方への給付金）】

1 要 旨

国の要領改正により、これまでに支給を行っている子育て世帯への臨時特別給付（給付金）の受給者ではなく、支給基準日より後に離婚等をした方で、新たに対象児童を養育している方に対する給付を実施する。

2 内 容

（1）支給対象者

- ① 離婚等により、令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方（特例給付の方は除く）
- ② 離婚等により、令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している方
- ③ その他これらに準ずる方（DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等）

（2）支給額 児童1名当たり 100,000円

※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っているか、児童のために費消されている場合は、その額を差し引いた額を支給。

3 今後のスケジュール

令和4年 4月28日 申請書提出期限

令和4年度教育委員会事務局の組織改正について

【教育振興部】

1 組織改正にあたっての基本的な考え方

GIGAスクール構想による一人1台端末の環境が実現したことをふまえ、これまでの対面指導による教育実践に、デジタルを組み込んだ「教育のハイブリッド化」を進め、教師主体から学習者主体の学びへ転換を図り、学習活動を一層充実させることで、さらなる教育の質の向上を目指していく必要がある。

そのため、授業の実践方法の研究や教員の研修カリキュラム構築等、教育指導面の充実を図るとともに、GIGAスクール構想のための約2万台に及び学習用端末、高速通信環境、ソフトウェア及びセキュリティの管理など、教育の情報化に関する事務を一元的に担う組織を設置する。

設置にあたっては、校務支援システムを含めた学校ICTに関する事務を統合する。

また、児童・生徒数の増加や少人数学級移行に伴う普通教室の確保、放課後の居場所整備に関する児童生徒数の将来推計を行う専管組織を設置するとともに、学校徴収金の公会計化など懸案事項となっている主要課題に取り組む検討体制を整備する。

2 改正概要

(1) 「学び未来課」の新設

① 教育環境調整係

児童生徒数増加等の将来推計、普通教室等の確保計画のほか、学校徴収金の公会計化等を所管

② 教育情報化推進係

GIGAスクール構想、校務支援システム等を所管

(2) 「教育環境調整担当部（学校適正配置担当課）」の廃止

令和4年4月の十条小学校の開校による、北区立学校適正規模等審議会第三次答申をふまえた「北区立学校適正配置計画」に基づく学校適正配置の終了に伴い廃止する。

(3) 「副参事（東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当）」の廃止

東京オリンピック・パラリンピックの終了に伴い廃止する。

令和4年度組織改正新旧対照表（教育振興部）

網掛け部分が改正箇所

改正後	改正前
<p>一教育振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育政策課—課務担当主査 学び未来課—教育環境調整係、教育情報化推進係 学校改築施設管理課—計画係、施設管理係、施設整備係、課務担当主査 学校支援課—学校支援係、学事係、保健給食係、課務担当主査 岩井学園管理事務所 生涯学習・学校地域連携課—課務担当主査 教育指導課—教職員係、指導係、課務担当主査、指導主事 教育総合相談センター—課務担当主査、指導主事 飛鳥山博物館—管理運営係、事業係、課務担当主査 中央図書館—管理係、図書係、事業係、課務担当主査 地区館（13） 	<p>一教育振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育政策課—課務担当主査 副参事（東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当） 学校改築施設管理課—計画係、施設管理係、施設整備係、課務担当主査 学校支援課—学校支援係、学事係、保健給食係、課務担当主査 岩井学園管理事務所 生涯学習・学校地域連携課—課務担当主査 教育指導課—教職員係、指導係、課務担当主査、指導主事 教育総合相談センター—課務担当主査、指導主事 飛鳥山博物館—管理運営係、事業係、課務担当主査 中央図書館—管理係、図書係、事業係、課務担当主査 地区館（13） 教育環境調整担当部長—学校適正配置担当課長—課務担当主査

【子ども未来部】

1 組織改正にあたっての基本的な考え方

「北区経営改革プラン」に基づき、公共サービスに対する需要の増加や多様化に的確に対応するため、組織の再編を図る。

2 改正概要

(1) 子ども環境応援担当課長の廃止及び子ども未来課の系の再編

これまでの待機児童対策による待機児童の減少に伴い、今後の人口推計も踏まえた児童福祉施設の整備など柔軟で効果的な子育て施策の推進を図るため、「子ども環境応援担当課長」を廃止し、その事務を子ども未来課に移管する。これに伴い、子ども未来課を2係制から3係制とし、「子ども施設係」を新設するとともに、次世代育成係の名称を「子ども未来係」に変更する。

(2) 子どもわくわく課の再編

放課後子ども総合プランの全校導入に伴い、放課後子ども教室及び学童クラブとの一体的運営並びに児童館の子どもセンター移行の推進を図るため、子どもわくわく課に係制を導入し、「事業計画係」及び「運営支援係」を新設する。

令和4年度組織改正新旧対照表

※網掛け部分が改正部分

改正後	改正前
<p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども未来課 ─┬─ 子ども未来係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども未来課 ─┬─ 子育て給付係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども未来課 ─┬─ 子ども施設係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども未来課 ─┬─ 課務担当主査</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子どもわくわく課 ─┬─ 事業計画係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子どもわくわく課 ─┬─ 運営支援係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子どもわくわく課 ─┬─ 児童館</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 保育課 ─┬─ 保育運営係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 保育課 ─┬─ 私立保育園係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 保育課 ─┬─ 入園相談係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 保育課 ─┬─ 保育園</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども家庭支援センター ─┬─ 課務担当主査</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども家庭支援センター ─┬─ 児童発達支援センター</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 副参事(児童相談所開設準備担当)</p>	<p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども未来課 ─┬─ 次世代育成係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども未来課 ─┬─ 子育て給付係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども未来課 ─┬─ 課務担当主査</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども環境応援担当課長 ─┬─ 課務担当主査</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子どもわくわく課 ─┬─ 課務担当主査</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子どもわくわく課 ─┬─ 児童館</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 保育課 ─┬─ 保育運営係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 保育課 ─┬─ 私立保育園係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 保育課 ─┬─ 入園相談係</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 保育課 ─┬─ 保育園</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども家庭支援センター ─┬─ 課務担当主査</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 子ども家庭支援センター ─┬─ 児童発達支援センター</p> <p>└─ 子ども未来部 ─┬─ 副参事(児童相談所開設準備担当)</p>